

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめることを目的とする。

2 各学部・学科・課程等の人材の養成に関する目的、教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価を行う。

2 前項の自己点検及び評価の実施体制については、別に定める。

(学部・通信教育課程)

第3条 本学に、家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部を置く。

2 家政学部、通信教育課程を置く。

3 通信教育課程に関する事項は、日本女子大学家政学部通信教育課程規程に定める。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、日本女子大学大学院学則に定める。

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、日本女子大学図書館規則に定める。

(研究所)

第6条 本学に、総合研究所及び現代女性キャリア研究所を置く。

2 総合研究所に関する事項は、日本女子大学総合研究所規則に定める。

3 現代女性キャリア研究所に関する事項は、日本女子大学現代女性キャリア研究所規則に定める。

(学寮)

第7条 本学に、学寮を置く。

2 学寮に関する事項は、日本女子大学学寮規則に定める。

第2章 通則

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、前学期及び後学期とする。

前学期 4月1日から9月14日まで

後学期 9月15日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 学年中、休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定される休日

(2) 本学創立記念日 4月20日

(3) 春季休暇 3月下旬

(4) 夏季休暇 8月上旬から9月中旬まで(ただし、教養特別講義の授業を行うことがある。)

(5) 冬季休暇 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 前項に規定する休業日において、必要がある場合は授業その他を行うことがある。また、必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教職員組織並びに大学執行部会議、大学改革運営会議、教授会及び連合教授会

(教職員組織)

第11条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、研究員及び職員を置く。

2 学長は必要に応じて副学長及び学長補佐を置くことができる。

(学長)

第12条 学長は、学校教育法の定めるところにより、校務に関して最終決定を行う権限を有する。

(大学執行部会議)

第13条 本学に、大学執行部会議を置く。

2 大学執行部会議は、本学の教学に関わる全学的に重要な事項を審議し、決定する。

3 大学執行部会議は、学長、副学長、学長補佐、各学部長及び大学院研究科委員長(代表)をもって組織する。

4 大学執行部会議の議長は、学長が当たる。

5 大学執行部会議は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

6 大学執行部会議の議決は、出席構成員の過半数による。ただし、大学執行部会議が必要と認めた場合

には、出席構成員の3分の2以上による。

7 大学執行部会議に関し必要な事項は、別に定める。

(大学改革運営会議)

第14条 本学に、大学執行部会議の諮問機関として、大学改革運営会議を置く。

2 大学改革運営会議は、大学執行部会議からの諮問を受けて、本学の教学に関わる全学的な重要事項について審議し、大学執行部会議に答申する。

3 大学改革運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第15条 本学の各学部、に、教授会を置く。

2 教授会は各学部の教授、准教授及び専任講師をもって組織する。

3 教授会は学部長が招集し、議長となる。

4 教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

5 教授会は、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

(1) 学生の入学、卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

6 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、又は教授会に出席して発言することができる。

8 教授会に関し必要な事項は、各学部において定める。

(連合教授会)

第16条 本学に、連合教授会を置く。

2 連合教授会は、大学の教学に関わる緊急かつ重要で、学長が必要と認めるとき又は教授会が議案を示して開催の要請をし、かつ学長が必要と認めるときに、学長が招集する。ただし、学長に支障があるときは、各学部長の連名により招集する。

3 連合教授会は、学長、全学部の教授、准教授、専任講師をもって組織する。

4 連合教授会の議長は、学長が当たる。ただし、学長に支障があるときは、学部長の互選により定める。

5 連合教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

6 連合教授会の議決は、出席者の過半数以上による。ただし、連合教授会が必要と認めた場合には、出席者の3分の2以上による。

第4章 学部

第1 学科及び教育課程

(修業年限・在学年限)

第17条 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(各学部の学科)

第18条 家政学部に、次の学科を置く。

児童学科、食物学科、住居学科、被服学科及び家政経済学科

(1) 食物学科は、二専攻に分け、食物学専攻、管理栄養士専攻とする。

(2) 住居学科は、二専攻に分け、居住環境デザイン専攻、建築デザイン専攻とする。

2 文学部に、次の学科を置く。

日本文学科、英文学科及び史学科

3 人間社会学部に、次の学科を置く。

現代社会学科、社会福祉学科、教育学科及び心理学科

4 理学部に、次の学科を置く。

数物情報科学科、化学生命科学科

5 国際文化学部に、次の学科を置く。

国際文化学科

(授業科目)

第19条 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部の授業科目は、教養特別講義、JWUキャリア科目・JWU社会連携科目、基礎科目(外国語・情報処理・身体運動)、教養科目、学部共通科目(家政学部)、学科科目、教職に関する科目、司書及び司書教諭に関する科目、博物館に関する科目、日本語教員養成講座に関する科目、社会教育主事に関する科目(人間社会学部、国際文化学部)とし、単位制とする。

(単位)

第20条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。
- (4) 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教養特別講義、基礎科目、教養科目の授業科目・単位数)

第21条 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部における教養特別講義、JWUキャリア科目・JWU社会連携科目、基礎科目（外国語・情報処理・身体運動）及び教養科目の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(各学部の授業科目・単位数)

第22条 家政学部における学部共通科目及び学科科目の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

- 2 文学部における学科科目の授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。
- 3 人間社会学部における学科科目の授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。
- 4 理学部における学科科目の授業科目及び単位数は、別表第5のとおりとする。
- 5 国際文化学部における学科科目の授業科目及び単位数は、別表第6のとおりとする。

(履修方法)

第23条 教養特別講義は、1年次の学生に対して講義、見学及び軽井沢セミナー等を行い、各学部とも卒業するために、1単位を修得しなければならない。

- 2 JWUキャリア科目・JWU社会連携科目は、各学部とも卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 3 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部の基礎科目（外国語）は、卒業するために、次の単位を修得しなければならない。

家政学部 英語8単位

文学部

日本文学科 英語8単位及び英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から4単位

英文学科 英語8単位及び英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から8単位

史学科 英語8単位及びドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から一つの言語16単位

人間社会学部

現代社会学科 英語8単位及びドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から一つの言語8単位

社会福祉学科 英語8単位

教育学科 英語8単位

心理学科 英語8単位

理学部 英語8単位及び英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から4単位

国際文化学部 英語16単位及びドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から一つの言語16単位

- 4 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部の基礎科目（情報処理）は、卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 5 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部の基礎科目（身体運動）は、卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 6 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部の教養科目は、A（多様な社会と人間の尊厳）、B（自然の摂理の探求）、C（知性と文化の系譜）の3系列からなり、卒業するために、3系列からそれぞれ4単位、合計12単位を修得しなければならない。
- 7 家政学部、文学部、人間社会学部、理学部及び国際文化学部においては、卒業するために、次の単位を修得しなければならない。

家政学部

学科		卒業するために必要な最低修得単位数	教養特別講義(必修)	JWU キャリア科目・JWU 社会連携科目	基礎科目			教養科目	学部共通科目	学科科目		自由選択科目(所属学科又は所属学科以外の科目)
					外国語	情報処理	身体運動			必修	選択	
児童学科		127	1	2	8	2	2	12	6	20	44	30
食物学科	食物学専攻	129	1	2	8	2	2	12	6	67	21	8
	管理栄養士専攻	129	1	2	8	2	2	12	6	93	0	3
住居学科	居住環境デザイン専攻	129	1	2	8	2	2	12	6	74	10	12
	建築デザイン専攻	129	1	2	8	2	2	12	6	76	18	2
被服学科		128.5	1	2	8	2	2	12	6	20.5	59	16
家政経済学科		127	1	2	8	2	2	12	6	36	50	8

文学部

学科		卒業するために必要な最低修得単位数	教養特別講義(必修)	JWU キャリア科目・JWU 社会連携科目	基礎科目			教養科目	学科科目		自由選択科目(所属学科又は所属学科以外の科目)
					外国語	情報処理	身体運動		必修	選択	
日本文学科		127	1	2	12	2	2	12	42	30	24
英文学科		129	1	2	16	2	2	12	40	38	16
史学科		125	1	2	24	2	2	12	24	36	22

人間社会学部

学科		卒業するために必要な最低修得単位数	教養特別講義(必修)	JWU キャリア科目・JWU 社会連携科目	基礎科目			教養科目	学科科目		自由選択科目(所属学科又は所属学科以外の科目)
					外国語	情報処理	身体運動		必修	選択	

現代社会学科	125	1	2	16	2	2	12	26	56	8
社会福祉学科	127	1	2	8	2	2	12	28	50	22
教育学科	128	1	2	8	2	2	12	22	55	24
心理学科	125	1	2	8	2	2	12	36	34	28

理学部

学科	卒業するために必要な最低修得単位数	教養特別講義(必修)	JWU キャリア科目・JWU 社会連携科目	基礎科目			教養科目	学科科目		自由選択科目(所属学科又は所属学科以外の科目)
				外国語	情報処理	身体運動		必修	選択	
数物情報科学科	127	1	2	12	2	2	12	91	0	5
化学生命科学科	127	1	2	12	2	2	12	89	0	7

国際文化学部

学科	卒業するために必要な最低修得単位数	教養特別講義(必修)	JWU キャリア科目・JWU 社会連携科目	基礎科目			教養科目	学科科目		自由選択科目(所属学科又は所属学科以外の科目)
				外国語	情報処理	身体運動		必修	選択	
国際文化学科	125	1	2	32	2	2	12	26	48	0

8 第7項の授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、各学部・学科の定めるところによる。

9 教育職員の免許状の授与を受けようとする者は、教科に関する科目及び教職に関する科目(別表第7)を履修しなければならない。

10 本学の各学部学科で取得させることのできる教員免許状の種類(免許教科の種類を含む。)は、次のとおりである。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
家政学部	児童学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
	食物学科 食物学専攻	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	
	食物学科 管理栄養士専攻	栄養教諭一種免許状	
	住居学科 居住環境デザイン専攻 建築デザイン専攻	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	
文学部	家政経済学科	同上	家庭
		中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	
		高等学校教諭一種免許状	
	日本文学科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	

	英文学科	同上	英語
	史学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
人間社会学部	現代社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民
	社会福祉学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	教育学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
		小学校教諭一種免許状	
理学部	数物情報科学科	中学校教諭一種免許状	理科、数学
		高等学校教諭一種免許状	
		高等学校教諭一種免許状	情報
	化学生命科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	

- 11 保育士となる資格を得ようとする者は、家政学部児童学科に入学し、児童福祉法施行令及び同法施行規則に定める指定科目に関する科目（別表第8）を履修しなければならない。資格取得に係る必要な事項は別に定める。
- 12 栄養士免許証の交付を受けようとする者及び管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、家政学部食物学科管理栄養士専攻に入学し、栄養士法に定める授業科目（別表第9）を履修しなければならない。
- 13 食品衛生管理者、食品衛生監視員となる資格を得ようとする者は、家政学部食物学科に入学し、食品衛生法施行令及び同法施行規則に定める指定科目に関する科目（別表第10）を履修しなければならない。
- 14 司書、司書教諭となる資格を得ようとする者は、司書に関する科目（別表第11）、司書教諭に関する科目（別表第12）をそれぞれ履修しなければならない。
- 15 学芸員となる資格を得ようとする者は、博物館に関する科目（別表第13）を履修しなければならない。
- 16 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、社会教育主事に関する科目（別表第14）を履修しなければならない。
- 17 本学の日本語教員養成講座修了証書の授与を受けようとする者は、日本語教員養成講座に関する科目（別表第15）を履修しなければならない。
- 18 社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、人間社会学部社会福祉学科に入学し、社会福祉士及び介護福祉士法に定める指定科目に関する科目（別表第18）を履修しなければならない。
- 19 精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、人間社会学部社会福祉学科に入学し、精神保健福祉士法に定める指定科目に関する科目（別表第19）を履修しなければならない。
- 20 公認心理師の受験資格を得ようとする者は、人間社会学部心理学科に入学し、公認心理師法に定める指定科目に関する科目（別表第20）を履修しなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第24条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第37条に規定する留学及び学生の海外短期研修に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第25条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない。

（入学前の既修得単位等の認定）

第26条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学の定めるところにより本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない。

第2 入学、休学、復学、転学科、留学、転学及び退学

（入学の時期）

第27条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学の時期は学年の始め又は後学期始めと

する。

(収容定員)

第28条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

家政学部		(入学定員)	(収容定員)
児童学科		97名	388名
食物学科	食物学専攻	31名	124名
	管理栄養士専攻	50名	200名
住居学科	住居環境デザイン専攻	55名	220名
	建築デザイン専攻	37名	148名
被服学科		92名	368名
家政経済学科		85名	340名
文学部			
日本文学科		134名	536名
英文学科		146名	584名
史学科		97名	388名
人間社会学部			
現代社会学科		97名	388名
社会福祉学科		97名	388名
教育学科		97名	388名
心理学科		73名	292名
理学部			
数物情報科学科		92名	368名
化学生命科学科		97名	388名
国際文化学部			
国際文化学科		121名	484名

(入学資格)

第29条 各学部に入學することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- 2 次の各号の一に該当する者は、本學入學に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる。
- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入學資格検定規程による大学入學資格検定に合格した者を含む。）
 - (6) 本學において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入學の出願)

第30条 本學への入學を志願する者は、所定の入學願書に、別に定めるところの書類その他を添えて願出なければならない。

(入學試験)

第31条 前条の入學志願者については、試験の上、入學を許可する。

(入學手続)

第32条 入學を許可された者は、保証人を定め、本學所定の誓約書及び保証人署名の保証書を指定された期日までに提出しなければならない。

(保証人)

第33条 保証人は、独立の生計を営む親族又はこれに代わる成年者で、保証人としての責任を果たし得る者でなければならない。

- 2 保証人は、本人在學中の事項について、責任を負う。
- 3 保証人が死亡した場合には、新たに保証人を定め、届け出なければならない。保証人を変更しようとするときもまた同様とする。

- 4 保証人が転居又は改姓したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 5 保証人が海外在住の場合は、緊急時に責任をもって学生本人や保証人と連絡がとれる日本国内に在住する成年者である連絡人を届け出なければならない。

(休学)

第34条 病気その他やむを得ない理由により修学できない者は、保証人連署で願い出て、前学期又は後学期を単位として休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 休学できる期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由のある場合は、引き続き休学を願い出ることができる。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 6 休学期間経過後は、復学することができる。ただし、病気のため休学した者が復学する場合は、校医の診断書を提出しなければならない。

(出席停止)

第35条 学長は、学校保健法第12条により、病気のため特に必要があると認めた者について、出席停止を命ずることができる。

(転学科)

第36条 他の学科に転学科を志望する者があるときは、選考の上、許可することができる。

(留学・学生の海外短期研修)

第37条 外国の大学又は短期大学で学修することを志望する者は、許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、1年間を限度として在学期間に算入することができる。
- 3 留学により履修した授業科目について修得した単位は、第24条の規定にかかわらず、30単位を限度として本学の卒業に必要な単位として認めることができる。
- 4 留学に関し必要な事項は、学生の外国留学規則に定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、本学が認める学生の海外短期研修についても単位を認定できるものとし、必要な事項は学生の海外短期研修規則に定める。

(転学)

第38条 他の大学に転学を志願しようとする者は、その理由を記し、願い出て許可を得なければならない。

(退学)

第39条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署の上、願い出なければならない。

- 2 学則第17条に定める在学年数を超えた場合は、その在学年数を満了した日をもって退学とする。

(死亡による退学)

第40条 死亡した者は、死亡した日をもって退学とする。

(再入学)

第41条 退学した者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長はこれを許可することができる。

- 2 再入学に関し必要な事項は、再入学に関する規程に定める。

第3 成績の評価及び単位の授与

(履修登録)

第42条 授業科目の履修に当たっては、所定の期間内に登録しなければならない。

(成績の評価)

第43条 すべての授業科目は、その履修終了時において成績の評価を行う。

- 2 成績の評価は、試験その他の方法によって行う。
- 3 成績の評価は、合格(A⁺、A、B、C、P)及び不合格(F、X)とする。評点及び評価の基準は、次のとおりとする。

可否	合格					不合格	
評価	A ⁺	A	B	C	P	F	X
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	合格	59点以下	評価なし
評価の基準	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	到達目標を十分に達成できている優れた成績	到達目標を達成できている成績	到達目標を最低限達成できている成績	段階なし	到達目標を達成できていない成績	評価なし

(単位の授与)

第44条 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(追試験)

第45条 病気その他やむを得ない事故により、所定の試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行う。

第4 卒業及び学士の学位

(卒業)

第46条 本学に4年以上在学し、第23条に従い所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が

卒業を認め学士の学位を授与する。

- 2 第23条第7項に規定された卒業するために必要な修得すべき単位数のうち、文部科学大臣が別に定めるところによる、多様なメディアを高度に利用した授業により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学士の学位の専攻分野の名称)

第47条 本学において授与する学士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

家政学部		学士(家政学)
文学部		学士(文学)
人間社会学部	現代社会学科	学士(社会学)
人間社会学部	社会福祉学科	学士(社会福祉学)
人間社会学部	教育学科	学士(教育学)
人間社会学部	心理学科	学士(心理学)
理学部		学士(理学)
国際文化学部		学士(文学)

第5 編入学・学士入学

(編入学・学士入学)

第48条 編入学・学士入学を願った者については、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 編入学・学士入学に関する事項は、編入学・学士入学に関する規程に定める。

第6 外国人留学生

(外国人留学生)

第49条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を願った者については、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、第19条に規定する授業科目のほか、外国人留学生科目(別表第16)を置くことができる。
- 3 外国人留学生に関し必要な事項は、外国人留学生規則に定める。

第7 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、交流学生、寄附授業特別聴講生、委託研修員、交換留学生及び短期留学生

(科目等履修生・研究生)

第50条 本学において開設される授業科目のうち、特定の授業科目だけを履修することを志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 本学の教授会構成員から直接の指導を受け、一定期間、特定の課題を研究することを志望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。
- 3 科目等履修生及び研究生に関し必要な事項は、日本女子大学科目等履修生規則及び日本女子大学研究生規則に定める。

(特別聴講学生・交流学生)

第51条 本学と協定のある日本国内又は外国の大学又は短期大学に在籍する学生で、本学所定の授業科目を履修することを志望する者があるときは、選考の上、特別聴講学生又は交流学生として履修を許可することができる。

(寄附授業特別聴講生)

第52条 本学に寄附授業を提供している寄附者側からの推薦がある者については、選考の上、寄附授業特別聴講生として希望する寄附授業の聴講を許可することができる。

- 2 前項の寄附授業特別聴講生は、寄附者と本学の協定によりあらかじめ特定された授業科目を聴講することができる。

(委託研修員)

第53条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関等の長から、その所属教職員等について、研究指導の委託の願い出があるときは、審議の上、委託研修員として受入れを許可することができる。

- 2 委託研修員に関し必要な事項は、委託研修員規則に定める。

(交換留学生)

第54条 本学と協定のある外国の大学の学生を、交換留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の交換留学生に対しては、第19条に規定する授業科目のほか、交換留学生科目(別表第17)を置くことができる。
- 3 交換留学生に関し必要な事項は、交換留学生規則に定める。

(短期留学生)

第55条 外国の4年制大学又はそれに準ずる機関に在籍する学生で、当該大学又はそれに準ずる機関を卒業する意思があり、かつ、一定期間本学の学科に所属し学修することを希望する者があるときは、選考の上、短期留学生として入学を許可することができる。

- 2 短期留学生について必要な事項は、短期留学生規則に定める。

第5章 検定料、入学金、授業料及び施設設備費等

(検定料)

第56条 本学に入学を志願する者は、検定料35,000円を納めなければならない。ただし、一般選抜(大学入学共通テスト利用型)入学試験の検定料は、1件につき15,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、それぞれ検定料併願割引を適用する。
- (1) 一般選抜（個別選抜型）入学試験において複数学部を同時に出願する場合（同一学部の2教科入試・3教科入試を同時に出願する場合を含む）2件目以降の検定料を1件につき15,000円とする。
- (2) 一般選抜（英語外部試験利用型）入学試験において次のいずれかに該当する場合1件につき10,000円とする。
- ① 一般選抜（個別選抜型）入学試験と同時に出願する場合の検定料
- ② 当該入試で2件以上同時出願の場合の2件目以降の検定料
- （入学時納入金）

第57条 本学に入学を許可された者は、入学金200,000円及び入学する期の授業料等を所定の期日までに納めなければならない。

（学費等の納入）

第58条 学生は、学費として授業料、実験実習料、施設設備費及び学生図書費を、毎年所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生は、大学が指定する保険料（以下「保険料」という。）を納入しなければならない。なお、保険料の金額等契約にかかる事項は所管する団体の定めるところによる。

（授業料等の年額）

第59条 授業料は、年額、次のとおりとする。

- (1) 家政学部児童学科及び被服学科 820,000円
- (2) 家政学部食物学科 950,000円
- (3) 家政学部住居学科 900,000円
- (4) 家政学部家政経済学科、文学部及び人間社会学部 720,000円
- (5) 理学部 1,020,000円
- (6) 国際文化学部 770,000円

- 2 施設設備費は、年額、320,000円とする。

- 3 学生図書費は、年額、1,200円とする。

（実験実習料）

第60条 実験実習料に必要な事項は、別に定める。

（授業料等の分納）

第61条 授業料、施設設備費及び学生図書費は、2期に分納することができる。

- 2 授業料、施設設備費及び学生図書費を分納する場合の納入額は、次のとおりとする。

- 前期 授業料 (1) 家政学部児童学科及び被服学科 410,000円
- (2) 家政学部食物学科 475,000円
- (3) 家政学部住居学科 450,000円
- (4) 家政学部家政経済学科、文学部及び人間社会学部 360,000円
- (5) 理学部 510,000円
- (6) 国際文化学部 385,000円

施設設備費 160,000円

学生図書費 600円

- 後期 授業料 (1) 家政学部児童学科及び被服学科 410,000円
- (2) 家政学部食物学科 475,000円
- (3) 家政学部住居学科 450,000円
- (4) 家政学部家政経済学科、文学部及び人間社会学部 360,000円
- (5) 理学部 510,000円
- (6) 国際文化学部 385,000円

施設設備費 160,000円

学生図書費 600円

（休学の場合の学費）

第62条 休学の場合には、休学期間中の授業料、実験実習料、施設設備費及び学生図書費を免除し、別途在籍料を納入する。

- 2 前項の在籍料は、前期及び後期各100,000円とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、入学と同時に休学を開始する場合のみ、入学した期の学費は所定額の全額を納めなければならない。

（科目等履修生・研究生の学費）

第63条 本学に科目等履修生又は研究生として入学を志願する者は、表に示す選考料を納めなければならない。

- 2 本学に科目等履修生又は研究生として入学を許可された者は、入学手続の際に表に示す費用を納めなければならない。

内訳	科目等履修生 (単位コース)	研究生
選考料	10,000円	10,000円

科目履修料（1単位につき）	16,400円	—
単位認定試験料 （単位認定を必要とする者1単位につき）	2,000円	—
研究料（年額）	—	284,000円

3 前項に定める費用のほか、保険料を入学手続時に納めなければならない。

（委託研修員の学費）

第64条 本学に委託研修員として受入れを許可された者は、次の区分による研修委託費を納めなければならない。

（1）実験 月額 38,000円

（2）非実験 月額 21,600円

2 前項の研修委託費は、研究期間の全額を前納するものとする。ただし、研究期間が1か月未満の場合でも月額を徴収する。

（交換留学生の学費）

第65条 交換留学生の学費は、当該大学との学生交換に関する協定に定める。

（短期留学生の学費）

第66条 本学に短期留学生として入学を志願する者は、選考料10,000円を納めなければならない。

2 短期留学生として受入を許可された者は、在学期間に応じた授業料、学生図書費及び保険料を納めなければならない。

3 入学が学期途中となる場合、当該期の学費は、科目等履修生に準じ、履修する科目に応じて算出する。

（納入金の不還付）

第67条 既に納めた検定料、入学金及び授業料その他の学費並びに科目等履修生及び研究生の費用並びに委託研修員の研修委託費は、いかなる理由によるも返付しない。

（学費未納の取扱い）

第68条 授業料その他の学費を納めない者は、当該期又は年度の履修について成績評価を受けることはできない。

（除籍）

第69条 授業料その他の学費を納めることを怠り、督促を受けてなお納めない者は、これを除籍する。

2 除籍に関し必要な事項は、除籍取扱規程に定める。

3 第1項による除籍者が再入学を願い出た場合は、別に定める再入学に関する規程により、学長はこれを許可することがある。

第6章 賞罰

（表彰）

第70条 学業成績、人物ともに優秀な学生には、別に定める日本女子大学学生表彰規程により、表彰することがある。

（懲戒）

第71条 学生が、本学の学則その他諸規程若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為のあるときは、懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、別に定める日本女子大学学生懲戒規程による。

第7章 改廃

（改廃）

第72条 本学則の改廃は、大学執行部会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

本学則は、昭和23年4月1日から施行する。

附 則（教育学科増設に伴う改正、昭和25年3月14日認可）

本学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則（社会福祉学科の所属学部変更に伴う改正、昭和32年12月27日認可）

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（生活芸術科廃止、住居学科及び被服学科増設に伴う改正）

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、従来の生活芸術科は、昭和40年3月31日まで存置する。

附 則（学科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（学科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（家政経済学科増設に伴う改正）

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（学科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（学科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（学科目変更等に伴う改正）

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（授業料及び学科目の変更に伴う改正）

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（家政学部食物学科専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和42年9月20日から施行する。ただし、家政学部食物学科管理栄養士専攻については、昭和42年度入学者より適用する。

附 則（学科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（学科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（社会福祉学科学科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（学科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（授業料及び学科目の変更に伴う改正）

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（検定料及び学科目変更等に伴う改正）

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（授業料及び学科目の変更に伴う改正）

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（検定料及び学科目の変更等に伴う改正）

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（入学定員、学科目および授業料の変更等に伴う改正）

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（入学定員、授業科目および検定料・学費等の変更に伴う改正）

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（授業科目および授業料の変更等に伴う改正）

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（検定料及び授業科目変更等に伴う改正）

1 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 本文第23条中、食物学科管理栄養士専攻の「卒業するために必要な専門教育科目総単位数96」とあるのは、附則1の規定にかかわらず、昭和52年度入学者より適用し、昭和51年度以前に入学した学生については、なお、従前の例による。

3 本文第50条中「検定料金1万8千円」とあるのは、附則1の規定にかかわらず、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（学園後援費及び授業科目変更等に伴う改正）

1 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 第51条中「学園後援費第1年次分金9万円」とあるのは、前項の規定にかかわらず、昭和53年12月1日から施行する。

3 昭和53年度以前に入学した学生の学園後援費については、第52条及び第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（検定料及び授業科目変更等に伴う改正）

1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 第23条第4項中、文学部教育学科の専門教育科目の履修単位数に第二外国語4単位を含めること

は、昭和55年度入学者より適用する。

3 第32条第4項の規定は、昭和55年度入学者より適用する。

4 第50条中「検定料金2万円」とあるのは、附則第1項の規定にかかわらず、昭和54年10月1日から施行する。

5 昭和52年度以前の除籍者の再入学は、第58条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（単位の計算方法及び授業科目変更等に伴う改正）

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（検定料及び授業科目等変更に伴う改正）

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第50条の規定は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（授業料及び学園後援費等変更に伴う改正）

1 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 第51条の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和57年12月1日より施行する。

3 昭和57年度以前に入学した学生の授業料及び施設設備費については、第52条及び第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（検定料等の変更に伴う改正）

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第50条の規定は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（検定料等の変更に伴う改正）

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第50条の規定は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（授業料等の変更に伴う改正）

1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第23条第4項中、文学部史学科の専門教育科目の内訳は、昭和61年度入学者より適用し、昭和60年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

3 昭和60年度以前に入学した学生の授業料については、第52条及び第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（管理栄養士資格等の変更に伴う改正）

1 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 第23条第4項中、家政学部食物学科、文学部国文学科及び教育学科の専門教育科目の内訳は、昭和62年度入学者より適用し、昭和61年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

3 栄養士に関する規定は、昭和61年度以前に入学した家政学部食物学科食物学専攻の学生については、昭和65年3月31日までの間、なお従前の例による。

4 管理栄養士に関する規定は、昭和61年度以前に家政学部食物学科管理栄養士専攻に入学した学生については、なお従前の例による。

5 第50条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（授業科目等の変更に伴う改正）

1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 第23条第4項中、家政学部被服学科及び文学部社会福祉学科の専門教育科目の内訳は、昭和63年度入学者より適用し、昭和62年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（授業料等の変更に伴う改正）

1 本学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 第23条第4項中、家政学部住居学科の専門教育科目の内訳は、平成元年度入学者より適用し、昭和63年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

3 昭和63年度以前に入学した学生の授業料については、第52条及び第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（人間社会学部設置等に伴う改正）

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 平成2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 文学部社会福祉学科、教育学科は、第17条の規定にかかわらず、平成2年3月31日に当該学科に

在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 第27条に規定する文学部及び人間社会学部の総定員は、人間社会学部の完成年度（平成5年度）のものであり、学年進行中の各年度の文学部社会福祉学科、教育学科及び人間社会学部の総定員は、次のとおりとする。

	〔平成2年度〕	〔平成3年度〕	〔平成4年度〕
文学部			
社会福祉学科	240名	160名	80名
教育学科	270名	180名	90名
人間社会学部			
現代社会学科	80名	160名	240名
社会福祉学科	80名	160名	240名
教育学科	80名	160名	240名
心理学科	60名	120名	180名
文化学科	100名	200名	300名

- 5 第37条、第51条、第52条の規定は、平成元年9月1日から施行する。
- 6 第61条の規定は、平成2年1月1日から施行する。
- 7 日本女子大学教授会規程（昭和33年4月1日施行）は、廃止する。
- 附 則（教員免許状の変更等に伴う改正）
- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第22条別表第2、第23条別表第3、第24条別表第4、第25条第7項別表第5及び第25条第8項の規定は、家政学部家政経済学科、文学部史学科及び人間社会学部の平成2年度入学者から適用する。
- 3 平成2年度以前に入学した学生の授業料については、第55条及び第56条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（理学部設置等に伴う改正）
- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 家政学部家政理学科は、第16条の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 第29条に規定する家政学部及び理学部の収容定員は、理学部の完成年度（平成7年度）のものであり、学年進行中の各年度の家政学部家政理学科及び理学部の収容定員は、次のとおりとする。

	〔平成4年度〕	〔平成5年度〕	〔平成6年度〕
家政学部			
家政理学科一部	315名	210名	105名
二部	150名	100名	50名
理学部			
数物科学科	75名	150名	225名
物質生物科学科	80名	160名	240名

- 5 学士の学位に関する規定は、平成4年3月卒業者から適用する。
- 6 平成3年度以前に入学した学生の施設設備費については、第57条及び第58条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（授業料等の変更に伴う改正）
- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に入学した家政学部被服学科、文学部国文学科及び英文学科の学生の履修方法については、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成4年度以前に入学した学生の授業料及び施設設備費については、第57条及び第58条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（科目等履修生制度の実施等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第27条第6項中、文学部英文学科の専門教育科目の内訳は、平成3年度入学者より適用する。

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 人間社会学部の授業科目に関する規定及び第27条第7項は平成7年度入学者より適用し、平成6年度以前に入学した学生については、なお、従前の例による。
- 3 第27条第6項中、家政学部家政経済学科の専門教育科目の内訳は、平成7年度入学者より適用し、平成6年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 4 平成6年度以前に入学した学生の授業料については、第57条及び第58条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 授業科目に関する規定及び第28条の規定は、平成8年度入学者より適用し、平成7年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した学生の授業料については、第58条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第28条第7項に規定する人間社会学部心理学科の単位数は、平成11年度入学者より適用し、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第30条に規定する家政学部食物学科食物学専攻及び管理栄養士専攻の入学生定員及び収容定員は、平成11年度入学者より適用し、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 第31条第2項第5号に規定する入学資格は、平成12年度入学者より適用する。
- 5 平成10年度以前に入学した学生の授業料については、第58条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第28条第7項に規定する家政学部食物学科、理学部物質生物科学科及び人間社会学部教育学科の単位数は、平成12年度入学者より適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 附 則（住居学科専攻設置等に伴う改正）
- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
 - 2 平成12年度以前の住居学科入学者については、なお従前の例による。
 - 3 平成12年度以前に入学した食物学科管理栄養士専攻、住居学科、日本文学科、数物科学科の履修方法は、第28条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 4 平成12年度以前に入学した学生の施設設備費については、第61条、第62条、第63条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した食物学科、被服学科、数物科学科の学生の履修方法は、第28条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成13年度以前に入学した学生の施設設備費は、第61条、第62条、第63条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した被服学科、日本文学科、人間社会学部の履修方法は、第28条第6項及び第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した住居学科、家政経済学科の学生の履修方法は、第28条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 第32条ただし書は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第34条入学資格については、平成16年4月1日から施行する。
- 3 第66条科目等履修生・研究生の学費については、平成17年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第33条の家政学部家政経済学科の収容定員は、完成年度（平成21年度）のものであり、平成18年度は250名、平成19年度は260名、平成20年度は270名とする。
- 3 第34条入学資格は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した家政学部、文学部及び理学部の学生の卒業するための単位については、なお従前の例による。
- 3 キャリア形成科目については、平成17年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第35条入学資格は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 第57条特別聴講学生・交流学生は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 現代女性とキャリア連携専攻科目については、平成20年4月1日から施行する。
- 3 平成20年度以前に入学した家政学部住居学科の履修方法は、第29条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成20年度以前に入学した家政学部食物学科及び住居学科の学生の授業料については、第64条及び第65条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した家政学部食物学科食物学専攻、人間社会学部心理学科の学生の履修方法は、第29条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年度以前に入学した家政学部住居学科、家政経済学科の学生の履修方法は、第29条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第34条の家政学部住居学科居住環境デザイン専攻、建築デザイン専攻の収容定員は、完成年度（平成25年度）のものであり、平成22年度は居住環境デザイン専攻159名、建築デザイン専攻141名、平成23年度は居住環境デザイン専攻166名、建築デザイン専攻134名、平成24年度は居住環境デザイン専攻173名、建築デザイン専攻127名とする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生の本学の各学部学科で取得させることのできる教員免許状の種類

(免許教科の種類を含む。)は第29条第10項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 第67条留学の場合の学費については、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2 第34条に規定する収容定員は完成年度（平成28年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

		〔平成25年度〕	〔平成26年度〕	〔平成27年度〕
家政学部				
児童学科		328名	336名	344名
食物学科	食物学専攻	103名	106名	109名
	管理栄養士専攻	200名	200名	200名
住居学科	居住環境デザイン専攻	185名	190名	195名
	建築デザイン専攻	123名	126名	129名
被服学科		308名	316名	324名
家政経済学科		287名	294名	301名
文学部				
日本文学科		451名	462名	473名
英文学科		492名	504名	516名
史学科		328名	336名	344名
人間社会学部				
現代社会学科		328名	336名	344名
社会福祉学科		328名	336名	344名
教育学科		328名	336名	344名
心理学科		246名	252名	258名
文化学科		410名	420名	430名
理学部				
数物科学科		308名	316名	324名
物質生物科学科		328名	336名	344名

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2 平成26年度以前に入学した学生の入学金及び授業料については、第64条、第65条、第66条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2 平成27年度以前に入学した家政学部住居学科、文学部英文学科、理学部、人間社会学部現代社会学科、教育学科、心理学科の学生の履修方法は、第30条第2項、第6項、第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2 保育士に関する規定は、家政学部児童学科の平成29年度入学者より適用する。
3 平成28年度以前に家政学部児童学科に入学した学生の履修方法は、第30条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4 第71条短期留学生の学費については、平成29年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2 平成29年度以前に入学した文学部史学科、人間社会学部心理学科の学生の履修方法は、第31条第

6 項、第 7 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成29年度以前に入学した学生の本学の各学部学科で取得させることのできる教員免許状の種類（免許教科の種類を含む。）は、第31条第10項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第36条に規定する収容定員は完成年度（平成33年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

		〔平成30年度〕	〔平成31年度〕	〔平成32年度〕
家政学部				
児童学科		361名	370名	379名
食物学科	食物学専攻	115名	118名	121名
	管理栄養士専攻	200名	200名	200名
	住居学科 居住環境デザイン専攻	205名	210名	215名
	建築デザイン専攻	136名	140名	144名
被服学科		341名	350名	359名
家政経済学科		316名	324名	332名
文学部				
日本文学科		497名	510名	523名
英文学科		542名	556名	570名
史学科		361名	370名	379名
人間社会学部				
現代社会学科		361名	370名	379名
社会福祉学科		361名	370名	379名
教育学科		361名	370名	379名
心理学科		271名	278名	285名
文化学科		451名	462名	473名
理学部				
数物科学科		341名	350名	359名
物質生物科学科		361名	370名	379名

附 則

- 1 この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した家政学部食物学科食物学専攻、管理栄養士専攻の学生の履修方法は、第31条第 6 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則
- 1 この学則は、2020年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第65条、第66条、第67条に定める入学時納入金の取扱い及び金額については、2020年度 4 月の入学者より適用する。
- 3 2019年度以前に入学した学生の授業料については、第66条、第67条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則
- 1 この学則は、2021年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第22条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条については、2021年度 4 月の入学者より適用する。
- 3 2020年度以前に入学した学生の施設設備費については、第64条、第65条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則
- 1 この学則は、2022年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2021年度以前に入学した学生の授業料については、第64条、第65条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 人間社会学部文化学科は、第18条の規定にかかわらず、2023年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続する。
- 3 第28条に規定する人間社会学部及び国際文化学部 of 収容定員は、国際文化学部の完成年度（2026年度）のものであり、学年進行中の各年度人間社会学部文化学科及び国際文化学部の収容定員は、次のとおりとする。

	〔2023年度〕	〔2024年度〕	〔2025年度〕
人間社会学部			
文化学科	363名	242名	121名
国際文化学部			
国際文化学科	121名	242名	363名

- 4 2022年度以前に入学した家政学部食物学科食物学専攻、管理栄養士専攻、人間社会学部文化学科の学生の履修方法は、第23条第3項、第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 2022年度以前に入学した人間社会学部文化学科の学生に取得させることができる教員免許状の種類（免許教科の種類を含む。）は、第23条第10項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 2022年度以前に入学した人間社会学部文化学科の学生の学士の学位の専攻分野の名称は、第47条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 2022年度以前に入学した学生の実験実習料については、第60条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 第46条第2項の規定は、2022年4月1日から適用する。